

中央省庁における公用車の運用に関する統一的な取扱方針

【申合せの趣旨】

本申合せは、中央省庁における公用車の運用に関し、霞が関周辺の特殊な交通事情等も踏まえた安全・安心な公用車の運行の確保及び公務の円滑かつ効率的な遂行の観点から、政府全体で統一的に取り扱うことが望ましい事項を申し合わせるものである。

【目次】

1. 公用車を使用する業務
 - (1) 公用車を使用する業務
 - (2) 職員運転手による運転が望ましい業務
2. 運転手の確保
 - (1) 委託契約による運転手の確保
 - (2) 職員運転手の確保
3. 公用車の安全な運行管理
 - (1) 運行管理体制
 - (2) 勤務体制、配車等
 - (3) 利用者による運転手への配慮
 - (4) 車両の導入及び整備・点検
 - (5) 研修による運転技術の確保
 - (6) 運転手の健康管理等

〔別紙〕標準的な仕様書（ひな型）

2026 年 7 月
各府省等申合せ

1. 公用車を使用する業務

(1) 公用車を使用する業務

ア 基本的な方針

各府省等は、原則として、移動を伴う重要度又は緊急度の高い業務であって、公共交通機関を利用しては非効率となるような場合に公用車を使用することとし、それ以外の場合には公共交通機関の利用を推進する。

イ 使用の効率化

公用車は、原則として、日中に特定の者の専属とせず、職員の共用に供するほか、頻繁に移動する必要がある用務先への定期便を設けるなど、使用の効率化を図る。(注1)

注1：例えば現在、複数省庁が共同運行している深夜の定期便の枠組み等も参考にして使用の効率化を検討することが考えられる。

ウ 使用の範囲

公用車を使用することのできる地理的範囲を東京 23 区内に限るなど、各府省等において使用の範囲についてのルールを明確化する。

(2) 職員運転手による運転が望ましい業務

(1) のうち、職員運転手による運転が望ましい業務は以下のとおりとする。

ア 上位の幹部職員（政務三役を含む特別職の職員（特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号）別表第 1 の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）又は局長級以上の職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表第 11 指定職俸給表 4 号俸以上の適用を受ける職員をいう。)) のうち車内で所管業務に関する速やかな判断を常時求められる蓋然性の高い職員の移動に必要な業務その他秘密保持を要する移動に必要な業務（注2）

注2：「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」（昭和 58 年 5 月 24 日閣議決定。以下「昭和 58 年閣議決定」という。）第一の六（一）の「公務遂行上真に必要な場合」を指す「秘密保持を要する場合」（「技能・労務職員等の採用抑制について」（令和 8 年 7 月 10 日人事政策統括官通知）の業務に該当。

イ 危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関する業務を担当する幹部職員（特別職の職員又は一般職の職員の給与に関する法律別表第 11 指定職俸給表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）のうち車内で所管業務に関する速やかな判断を常時求められる蓋然性の高い職員の移動に必要な業務（注3）

- ウ 災害その他の緊急の事態が発生した場合に官房等において当該府省等全体に係る業務継続を担当する幹部職員のうち車内で所管業務に関する速やかな判断を常時求められる蓋然性の高い職員の移動に必要な業務（注3）

注3：夜間・早朝の勤務が必要な場合、柔軟に勤務時間を割り振ることや勤務間インターバル等の管理が必要なケースが考えられることから、昭和58年閣議決定第一の六（一）の「公務遂行上真に必要な場合」を指す「職員管理を直接行う特段の必要性がある場合」（「技能・労務職員等の採用抑制について」（令和8年7月10日人事政策統括官通知））の業務に該当。

2. 運転手の確保

（1）委託契約による運転手の確保

- ア 各府省等は、3（1）アの公用車管理者の下で1（1）の業務を行うため、公用車運行業務の委託契約により運転手を確保する。

- イ 委託先企業等の選定は、価格だけでなく、安全性を十分に評価する観点から、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項に基づく財務大臣協議を行った上で、原則として総合評価落札方式で行う。

その際、運転手とは別に3（1）アの公用車管理者の下で運転手の指揮監督等の支援を行う運行管理の責任者（以下「委託先責任者」という。）の設置を要件とするとともに、以下の場合を加算要素とする。

- ・ 運転手が普通自動車二種免許を保有する場合
- ・ 委託先責任者が運行管理者資格証（道路運送法（昭和26年法律第183号）第23条の2第1項）の交付を受けている、既に安全運転管理者（道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3に規定する安全運転管理者をいう。以下同じ。）としての届出を行っているなど、安全な運転の確保を図るための追加的な措置が講じられている場合

- ウ 原則として、総合評価落札方式を実施して定着した後に、運転手の習熟度を高めることによって安全性の向上を図るため、必要な予算要求を行った上で、委託契約の複数年度化に向けて検討を進めることとする。

- エ 標準的な仕様書（ひな型）は、別紙のとおりとする。

（2）職員運転手の確保

- ア 技能・労務職員（イの再任用職員を除く。）

各府省等は、1（2）の業務に必要な職員運転手を確保するため、技能・労務職員ポストの欠員がない場合には必要な定員要求を行った上で、計画的に採用を行う。

その際、各府省等は、以下①から③のほか、積極的に業務に取り組む意欲があること、協調性がありチームワーク良く業務を遂行できることなどを確認し、採用を行う。（注４）（注５）

① 運転歴

原則として、自動車運転歴が 10 年以上、かつ東京都内（特に千代田区周辺の官公署等主要施設の配置や道路事情に精通していることを条件とする。）において運転従事歴 5 年以上を有する者であって、幹部等送迎用車両運行業務歴 2 年以上を有すること。ただし、各府省等において必要な教育・研修を行った者又は行うことを条件として採用する者の場合はこの限りでない。

② 事故歴

過去 3 年間に於いて運転免許証の停止処分等の原因となる重大な交通違反歴がないこと。

③ 健康状態

健康状態に問題がなく、業務遂行に支障がないと認められる者であること。過去に健康上の理由により、自動車運行業務に従事できなかった場合は、本人の健康状態が業務遂行に支障がない旨を証明した医師の診断結果等の提出を求めるなど、運転手としての職務執行上の疾患がないことを確認すること。

イ 再任用職員

各府省等は、１（２）の業務に必要な職員運転手を確保するため、技能・労務職員の再任用ポストの欠員がなくアの職員を引き続き再任用職員として採用する場合には、必要な定員・定数の要求を行った上で、採用を行う。

ウ 非常勤職員

各府省等は、ア及びイの職員のほか、会計年度内で任期を定めて一定時間勤務する期間業務職員等の非常勤職員を採用する場合には、必要な予算要求を行った上で、採用を行う。

その際、各府省等は、ア①から③のほか、積極的に業務に取り組む意欲があること、協調性がありチームワーク良く業務を遂行できることなどを確認し、採用を行う。また、各府省等は、当該年度の 4 月 1 日現在で 65 歳以上の非常勤職員を運転手とする場合には、健康診断の結果や、運転技能、地理的知識、接遇マナー等についても確認すること。（注４）（注５）

注４：特に秘密保持を要する業務について職員運転手を採用するに当たり、秘密保持の訓練を受け、秘密保持が求められる業務に従事した経験のある自衛官の経験者の活用が考えられる。

注5：非常勤職員として採用した後に、人物・技能が優れた者を、競争試験又は選考の方法により、技能・労務職員として採用することも考えられる（一部の府省で実施済み）。

3. 公用車の安全な運行管理

(1) 運行管理体制

ア 各府省等において公用車に関する事務を所掌する部局長等は安全・安心な公用車の運行の確保及び公務の円滑かつ効率的な遂行の点から公用車の運行に関する管理体制を整備するとともに、公用車管理者（安全運転管理者又は安全運転管理者を設置していない府省等においては公用車に関する事務を所掌する課長等）は以下の事務を総括する。

- ・ 勤務体制の整備
- ・ 配車等の運行計画の作成
- ・ 車両の整備・点検
- ・ 運転手の状況把握
- ・ 交代要員の配置
- ・ 運転手への点呼等による安全運転の指示
- ・ 異常気象時等の安全確保の措置
- ・ 日報等の整備
- ・ 研修等による運転手の運転技術の確保
- ・ 運転手の健康管理等

イ 公用車管理者は、安全・安心な公用車の運行の確保及び公務の円滑かつ効率的な遂行の観点から、委託先企業等が配置する委託先責任者と緊密な連携（委託先企業等の運転手の状況把握等）を行う。

ウ (5)の研修や(6)の適性診断の結果等を踏まえて、公用車管理者は、委託先責任者から結果の報告を受けて確認するなど必要な連携・指導を行う。その上で、公用車管理者及び委託先責任者は、運転業務に支障があると判断された運転手の配置を見直すなど必要な措置を行う。

(2) 勤務体制、配車等

ア 勤務体制の確保のため、原則として、公用車管理者は委託先責任者と連携して、以下の項目を記載した運行計画を運行日の前週までに作成する（運行計画は用務等に応じて変更する。）。

- ・ 運行の目的
- ・ 運行日
- ・ 出発時刻及び帰着予定時刻
- ・ 運転手の氏名
- ・ 走行予定距離

イ 運行計画の作成及び勤務体制の整備に当たっての留意事項は以下のとおりとする。

- ・ 公用車管理者及び委託先責任者は、運転手が運転することができなくなった場合に備え、あらかじめ交代要員を一定人数確保し、迅速かつ確実に業務の履行ができる体制を構築する。
- ・ 各府省等は、契約締結前に委託先企業等に交代要員名簿を提出させることとする。
- ・ 公用車管理者は、運行計画の作成に当たり、特定の運転手について、東京 23 区外への長距離運転が必要となる場合や長時間運転が必要となる場合は、他の運転手との調整や交代要員を活用するなどして、特定の運転手に業務負担が集中しないようにする。
- ・ 公用車管理者及び委託先責任者は、運転手による出発地から目的地到着までの運行について、時間に余裕を持った配車スケジュールを組むようにする。
- ・ 公用車管理者及び委託先責任者は、長時間勤務の解消をするため、労働法規を遵守するとともに、送迎時間は原則として、朝は 7 時 30 分から、夜間は 19 時 30 分までとする。
- ・ 公用車管理者及び委託先責任者は、毎日の業務開始時及び午後の業務前に点呼を行い、運転手の健康状態について過労、病気、その他正常な運転をすることができない状態ではないかの確認を行う。
- ・ 公用車管理者及び委託先責任者は、アルコール検知機を常時保有し、毎日の業務開始時及び業務終了時に運転手に対して呼気検査を行い、検査結果を確認する。
- ・ 公用車管理者及び委託先責任者は、点呼及び呼気検査の結果、業務遂行に支障があると判断される場合は、運転手の配置から外し、交代要員を速やかに手配するなど、必要な措置を行う。
- ・ 運転手の月当たりの超過勤務時間が 80 時間を超過した場合、当該運転手は産業医等による面談等を受ける。また、公用車管理者及び委託先責任者が必要と認める場合は、超過勤務時間が 80 時間以下であっても当該運転手は面談の対象とする。

(3) 利用者による運転手への配慮

幹部をはじめとした利用者は、時間的な余裕のないスケジュールを詰め込むことが運転手の心理的な負担になることを踏まえ、運転を急かせたり無理な行程を強いたりするような言動等をしてはならない。

(4) 車両の導入及び整備・点検

- ア 各府省等は、車両を新たに導入する際に運転支援機能を有した車両を導入することに努める。
- イ 運転手は、毎日、運行前から運行後にかけて点検及び清掃を行い、常に車両を清潔に保つとともに、適切に給油等を行う。

- ウ 公用車管理者及び委託先責任者は、運転手による整備・点検が適切に行われるよう、毎月及び随時、車両の状況を確認する。

(5) 研修による運転技術の確保

- ア 各府省等は、自動車安全運転センター（以下「センター」という。）を活用するなどして、職員運転手に業務の履行に必要な知識（安全・円滑な運行に関する知識、運行区域に係る道路状況等地理的な知識、機密保持に関する知識等）、安全・確実な運行に必要な運転技能の確保及び運転・接遇マナーに関する研修を原則として年に1回、受講させなければならない。
- イ 各府省等は、委託先企業等に対し、委託先運転手にもアと同様の研修を受講させるよう義務付けなければならない。
- ウ 各府省等は、ア及びイにおいてセンターが実施する研修を活用する場合は以下の対応を行う。
- ・ アの研修に要する経費は各府省等が研修人数に応じて予算要求を行う。
 - ・ イの研修に要する経費は委託費用に含めた上で、契約を行う。
 - ・ センターの円滑な研修の実施を確保するため、公用車管理者は毎年度早期に当該年度の研修受講予定者数（委託先運転手数を含む。）をセンターに連絡するなど必要な協力を行う。

(6) 運転手の健康管理等

- ア 公用車管理者および委託先責任者は、年2回の健康診断を実施することにより運転手の健康状態等を把握し適切に指導・助言等を行う。
- イ 公用車管理者は、60歳以上の職員運転手については、原則として年に1回、独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する適性診断のうち、適齢診断を受検させ、運転手適性の確認を行う。また、60歳未満の職員運転手についても、公用車管理者が必要と認める場合は、適性診断のうち、適齢診断又は一般診断を受検させ、運転手適性の確認を行う。
- ウ 各府省等は、委託先企業等に対し、委託先運転手にもイと同様の適齢診断又は一般診断を受検させるよう義務付け、運転手適性の確認を行わせなければならない。
- エ 各府省等は、イ及びウの適齢診断又は一般診断の受検について以下の対応を行う。
- ・ イの適齢診断又は一般診断に要する経費は各府省等が受検人数に応じて予算要求を行う。
 - ・ ウの適齢診断又は一般診断に要する経費は委託費用に含めた上で、契約を行う。